

岩手県監査委員告示第20号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 総務部税務課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月30日

イ 本監査実施日 平成22年9月10日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年11月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ふるさと岩手応援寄付の受入れに当たり、歳入科目を誤っているものが2件、170,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	関係公所における調定事務の適正な執行を指導するとともに、税務課においても調定内容のチェックを十分に行い、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 保健福祉部地域福祉課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月29日

イ 本監査実施日 平成22年9月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年11月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが3件、132,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、平成22年8月17日に追給を行った。 今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

3(1) 監査対象機関名 保健福祉部障がい保健福祉課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月29日

イ 本監査実施日 平成22年9月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年11月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬の支給に当たり、履行確認後相当期間経過してから支給しているものが1件、76,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

4(1) 監査対象機関名 保健福祉部児童家庭課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年7月28日

イ 本監査実施日 平成22年9月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年11月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、37,330円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

5(1) 監査対象機関名 商工労働観光部経営支援課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成22年8月20日

イ 本監査実施日 平成22年9月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年11月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
中小企業高度化資金貸付金償還金に係る中小企業振興資金特別会計から一般会計への繰入れに当たり、所属年度を誤って調定しているものが2件、902,908円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	一般会計への繰出しに係る起案において、歳入・歳出の年度を明記することとしたほか、収入・支出会計残額一覧表による繰入金・繰出金の金額を随時突き合わせることにし、再発防止に努めることとした。